

令和 6 年度 第 1 回公民館運営審議会 議事概要

日 時：令和 6 年（2024 年）7 月 29 日（月） 19 時 00 分～20 時 40 分

会 場：豊中市立中央公民館 1 階 集会場

出席者：秋山 京子、大里 ルミ子、大濱 浩子、奥村 旅人、十河 秀敏、野村 恭代、
福本 雅一、松山 鮎子、松山 繁樹、渡邊 浩

欠席者：なし

事務局：長坂 吉忠（教育委員会事務局長）、北村 宣雄（教育委員会事務局次長兼社会教育課長）、本田 光直（中央公民館長）、松本 貴幸（中央公民館主幹）、山岸 明子（螢池公民館長）、橋本 慶（庄内公民館長）、江川 勉（千里公民館長）、前田 真吾（中央公民館副館長）、守屋 浩一（中央公民館）

傍聴者：なし

案件：

- （１）. 委員長の選任について
- （２）. 令和 6 年度の審議会の進め方について
- （３）. 令和 5 年度公民館・公民分館事業の実施報告について
- （４）. 公民館における社会教育関係団体について
- （５）. その他

資料：

次第

- 資料 1 公民館運営審議会委員名簿
資料 2 令和 6 年度 公民館運営審議会の進め方（案）
資料 3 令和 6 年度 教育行政方針
資料 4 令和 5 年度 公民館講座集計表
資料 5 令和 5 年度 公民分館講座等実施状況
資料 6 公民館条例・公民館条例施行規則（抜粋）
資料 7 公民館における社会教育関係団体について
資料 8 公民館条例施行規則の一部を改正する規則

1. 開会

2. 案件

（１）. 委員長の選任について

委員の互選により、野村委員を委員長に選任し、委員長の指名により松山鮎子委員を職務代

理者に選任した。

(2). 令和 6 年度の審議会の進め方について

＜事務局より資料 2、資料 3、資料 6 の説明＞

質疑応答なし

案件 2 に関しては、今年度、事務局からの提案に沿って審議会を進めていくこととする。

(3). 令和 5 年度公民館・公民分館事業の実施報告について

＜事務局より資料 4、資料 5 の説明＞

●公民館講座の広報について質問したい。8 月号の市の広報が来たが、去年までは公民館講座が見開きで 2 ページ、カラフルな色で目立つように出ていた。今回はすごく地味なものに変わっていたのはなぜか。ほっぺの子育てサロンは去年も今年も目立つように事業が載っていたのに、公民館のページは暗い色で目立たないものになっている。

■昨年までは見開きで、4 公民館で 2 ページだったが、コロナが明けて市の他部局の事業も増えてきて広報誌における公民館のページを含めた記載方法が市の方針により変更されている。

●せめてもう少し目立つように出来ないのか。

■掲載分量は変えられないが、文章など工夫していきたい。

●デザインなどカラフルに出来ないか。公民館は全然目立たない。去年は目立っていた。

■広報担当課とも調整する。

●ひとは中央公民館の放課後土日学習支援事業「マチ☆スタ」の担当者所感欄に「」の中が記載されていないが、どんな所感があったのかお聞きしたい。

次に、各公民館からの報告を聞いて、グループ作りに力を入れたり、ボランティアの協力を得ながら事業を行っていたり、高校生と連携したりとか、それぞれ講座について市民の方

の主体的・自主的な参加を促すようなことをされていると伺えるのだが、具体的にそのあたりについてどんな意識で事業・講座に取り組んでおられるのかお聞きしたい。それが、より自主性が問われる分館活動に参加する人が増えるような動きにもなっていくのではと思うので。

最後に、公民分館の活動で、「実施なし」という分館があるが、これはどうしてなのか。

■1点目については記載漏れで、「参加して良かった」という声が多かったのと、「勉強する時間が増えた」という意見もあった。マイナスの意見としては、「しゃべっている人を注意してほしい」というものもあった。

2点目については、連携していくことが業務の一つであるので、講座などは地域を含めて連携して行うようにしている。広報も、ただ広報誌に掲載するだけではなく、対象者が子どもであればチラシを学校に依頼し配布する場合もある。

■庄内では、「大学生が子どもの学習を見るサポート事業」を行っているが、そこに来ている学生対象に、今年度は小論文の書き方やレポートの直し方を専門家にてもらおう事業を行うなど、相乗効果を狙った取り組みも行う予定である。

それから、公民分館活動で「実施なし」については、南部では庄内・島田・野田公民分館が統合して一つになった（庄内さくら公民分館）ため、その設立に向け3分館が合同での行事などの取り組みを行っていたため、それぞれの公民分館の活動は出来なかった経緯がある。

●ほかの公民分館で「実施なし」のところはどうか？

■南丘は、正式な話ではないが、PTA・学校全体との調整ができなくなったと聞いたことがある。

●我々公民分館は、市から交付金を貰って活動しているので、公民分館として体育祭や文化祭、講座は必須の事業だと認識しているのだが、それをやっていない公民分館があるとは知らなかった。公民館としては、何か指導しているのか？

■指導は出来ていないが、行事を行わなかった公民分館は、使わなかった交付金を返却してもらっている。

■様々な理由で活動ができない公民分館については、できるだけやっていただく方向でお話しさせていただきたい。

●活動を実施していない公民分館については、各ブロックとしても、問題とする必要がある

と思う。公民館も、情報提供をお願いしたい。

●広報について聞きたいのだが、講座をみていると比較的若い層対象の講座も多いようだが、活用しているメディア、SNS とか教えてほしい。

■まず、市の広報誌「広報とよなか」は全戸配布であり必須である。しかし、最近は事業数も増えてきているので、箇条書きでしか記事を書けられないこともある。広報の締め切りは2か月前なので、それまでに記事を出してもらいたいのだが、行事が多い月はすべて掲載できないこともある。ホームページ掲載は広報誌に掲載したら必須だが、広報誌に掲載できない場合もホームページに掲載しており、より詳しい情報が掲載できる。その他の媒体、X（旧ツイッター）なども活用している。

■公民館講座は高齢者対象も多く、広報誌を見て応募いただいていることも多い。公民館の講座は広報誌のほかにその地域の校区内でも周知していただいている。夏休みになると、小学生対象の公民館講座も行うので近隣の小学校へお知らせを配布したりしている。

■子ども向けの講座については、市の「母子モ」というアプリも利用し、案内を配信している。

■それに加え、小学生対象だと、保護者向けに「コドモン」というメール配信制度を活用している。

◇公民館は広報として様々なメディアを活用しているということがわかった。

●講座の評価で5段階自己評価があるが、前回の審議会場で、これでは分かりにくいので、どういう手段をおこなってどう効果があったか教えていただきたいと改善をお願いしたところ、前向きに検討するとの返事だったが、まだ改善されていないのが残念である。それから、集計表をみていて、回数が各公民館で違う。中央が、回数が585回、参加人数が書いていない。螢池が120回で4025人、庄内が53回で840人、千里が138回で4131人。公民館として人が集まる講座をしなければいけないとは私は思っていないが、回数や参加者数は意識して各公民館で共有しているのか。

■5段階自己評価についてはかなり以前からのものであり、例えばホームページに掲載することなどは今では必須であり、今の評価の基準とは合わないところもあるので、令和6年度からの評価については、新たな判断基準を考えていきたい。中央の人数合計数が示されていないのは、施設規模での参加制限の無いオンデマンド講座が含まれているため、他の講座

とあわせて利用人数を集計するのに適していないためである。講座については5つのカテゴリーがあるが、それぞれの公民館で地域性も考慮して特色ある講座を行っている。4 公民館で同じ講座をやっていくということにはなっていないが、こういう機会にほかの公民館での取り組みを確認して、取り入れたりもしている。

●以前、「公民館は貸館事業ばかりしている」と言ったことがあるが、講座をこれだけやっているとは知らなかった。この公民館講座や公民分館講座の企画立案は誰がやっているのか。公民館職員か、利用者のニーズに基づいているのか、また、公民分館においては人材不足もあると思われるので、講座の企画は大変だろうと思われる。そこが、「実施なし」につながっているのかどうかはわからないが。それから私が公民館を利用し始めたのは、退職後の居場所を確保したいという思いだった。それでグループを作って部屋を借りて活動している。公民館はその他、講座を行っているが、私の思いとしては、いつふらっと来ても何かやっている場としての公民館というのが理想である。そういう場所であってほしいと思う。

■講座の企画については公民館職員が主である。また、ほかの部局の提案で講座を共同で行うこともある。それから「いつ来ても何かやっている公民館」というのは良い提案だと思う。今、ロビーで展示を行っているが、各公民館での登録グループの取り組みの紹介なども増やしていきたい。居場所としての公民館、フリーでも参加できる講座も検討していきたい。

●公民分館講座の実施がないところについて、先ほど庄内さくら公民分館への統合のためという話があったが、野田はやっている。体育祭、文化祭、分館講座のうち、庄内南は2つ、南丘は3つともやっていない。これはどういうことか。それから、公民分館の文化祭について、私が昔校長をしている時にも、「体育館を貸してほしい」と言ってきたが、北丘は新千里北町会館、螢池は螢池公民館でやっている。なぜ小学校以外でやっているのか。

■庄内南については、体育祭という形ではないが、健康測定会やグラウンドゴルフ大会など行っている。高齢化が進んでいるので、体育祭の開催は厳しくなっている。そのため、やり方を変えてきている。

■北丘については、地域で持っている会館があるのでそちらでやっているということである。小学校の隣にある。大きさもこじんまりして丁度いいようである。

●逆ではないのか。学校や体育館が借りられないからではないのか。

■北丘については、10年来そこでやってきており、学校でやるという意識がないのかもしれない。南丘については、先ほど説明したとおりである。

■螢池についても経過については不明だが、ずっと以前、旧公民館のころから活動の場を螢池公民館で行っている。小学校に分館の部屋もなかったと聞いている。

◇体育祭や文化祭などの活動実施がない分館は、複数年度実施がないのか。令和5年度だけやっていないのか。もし今わからなければ、また後日教えていただきたい。

●雨天中止で「実施なし」の分館もある。それは区別しないと気の毒である。

●活動の場所についてだが、公民分館によって活動する環境が違う。恵まれている公民分館は、大きな部屋を使えるし、公民分館の用具を入れるスペースがあるところもある。その一方で、公民分館室さえないところもある。寺内は学校内に物置場や居場所がなくて、寺内会館で活動している。行事の際に用具は分館役員の車に積んでいると聞いた。だから条件が全く違うのに、一律に同じ行事を強いられるのは厳しい現実である。寺内は以前の公民分館長が公民分館が学校を使えることを知らなくて、最近若い公民分館長になったのだが、ブロック会議で学校が使えることを初めて知ったと聞いた。うちの校区で体育祭を行う場合は校庭開放委員会の許可が必要である。もっと市のほうから、公民分館の立場について後押ししてもらいたい。校長も新しい人だと、公民分館の存在を知らない人もいる。教育委員会、教育長からも、公民分館の存在、役割について校長に示してもらいたい。

●公民館の子どもの行事は参加が多いが、落選する場合も多い。もっと多くの子どもが参加できるようにしてもらいたい。

■応募が多いときは、可能な範囲で定員を増やしたりしていることもある。今後も考えていきたい。

(4) 公民館における社会教育関係団体について

<事務局より資料7の説明>

●登録グループとしても非常に心強い支援策だと思っている。私共のグループもコロナ前は40人近くいたが、今20人弱になっている。講師への謝礼金支払いもあり、活動費も値上げせざるを得ない状況である。益々の団員離れにもつながっていく。社会教育関係団体や登録グループとしての役割を果たすにおいて公民館の支援はお願いしたい。

●社会教育関係団体は今は 14 団体、それ以外に登録グループがたくさんあるが、これらも含めて社会教育関係団体を増やしていきたいということか。

■以前は 20 団体ほどあった。活動が出来なくなってきて少しずつ減っている状況である。一方、登録グループは各公民館で活動しているが、登録グループが発展していくような支援が出来ていないので、事務局としては、登録グループを社会教育関係団体にステップアップさせていこうという考えである。すべての登録グループを社会教育関係団体にするのではないが、認定するような形で規定を定めていきたい。

◇具体的な認定の方法や時期というのはこれから決めていくのか。

■そうである。

●先ほど「いつ行っても居場所感がある公民館を目指す」という事務局の意見があったと思うのだが、言うは易し行ふは難しだと思う。考え方の一つとして、社会教育関係団体同志の交流の場であってもいいのではないか。無理難題だとは思いますが具体的に検討していただきたい。

■中央公民館の改修後に、社会教育関係団体の皆さんが一堂に会して、今後の公民館の利用について説明させてもらったことがあるが、その際に、初めて顔を合わせたグループも多かった。各団体の発案でそれぞれの活動内容について自己紹介してもらったが、今度一緒に何かやろうかという話が自発的に出てきて横のつながりができたようであった。今後も横のつながりを持っていくために検討していきたい。

●社会教育関係団体を見ると、何か物を作ったり表現したりしているのだが、地域で子育てサークルをしている団体が、「居場所がない」という話をしている。週 1 回、月 1 回でも集える場所を貸してもらったら、物を作るのではないが、人を呼んだり集ったりしてつながっていききたい。南桜塚会館を利用しているが使用料もかかるし部屋も取れない。子育てのサークルでも社会教育関係団体として利用できないか。

■今仰っていたことが、まさに、公民館で活動していただきたいという内容になっている。今現状で、登録グループは 10 人以上で過半数が豊中市民となるが、グループを作って登録してもらったら、公民館で活動していただける。子育てのなかで皆さんが集まっていただくこともグループ活動になる。どこの公民館でもご利用いただける。社会教育というのは非常に幅が広いので、いろいろな活動が社会教育活動の対象になると考えられる。

◇今後、具体的に社会教育関係団体に対する規定の内容について、事務局から提示していただきたい。

(5) その他

<事務局より資料 8 の説明>

●市内の事業者というのはどんな事業所を想定しているのか。

■豊中市内に事業所や営業所がある民間企業を考えている。

<事務局より、次回の審議会は 12 月に開催予定であること、それぞれの公民館まつりの開催日の報告があった。>